

船橋市立高等学校修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立高等学校（以下「学校」という。）が修学旅行及び校外学習（以下「修学旅行等」という。）を、新型コロナウイルス感染症等の感染防止又は感染拡大防止のために中止、延期又は行先の変更（以下「中止等」という。）をしたことにより生じたキャンセル料等を市が補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において修学旅行等とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による教育課程に基づき学校が実施を予定していた行事であって、交通費、宿泊費等の経費を生徒の保護者が負担するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、修学旅行等の中止等により、修学旅行等に係る契約の契約責任者として、旅行業法（昭和27年法律第239号）に規定する旅行者及び旅行者代理業者並びに修学旅行等において利用する予定であった施設及び交通機関（以下「旅行者等」という。）から次条に規定する補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の請求を受ける船橋市立高等学校長（以下「学校長」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症等の影響による修学旅行等の中止等に伴うキャンセル料等として、修学旅行等に係る契約に基づき旅行者等から請求を受ける経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする学校長は、船橋市立高等学校修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付申請書（第1号様式）に契約書の写し及び領収書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受領し、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、船橋市立高等学校修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付決定通知書（第2号様式）により学校長に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

第1号様式

船橋市立高等学校修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付申請書

年 月 日

船 橋 市 長 様

学校所在地

学 校 名

校 長 名

補助金の交付を受けたいので、船橋市立高等学校修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

なお、本申請書の記載内容については、事実と相違ありません。

1 学校行事名

2 実施計画年月日

3 行先

4 中止又は延期、行先変更した理由

5 交付申請額

円

第2号様式

船橋市立高等学校修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付決定
通知書

第 号
年 月 日

学校所在地

学 校 名

校 長 名

船 橋 市 長 印

年 月 日付申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、
船橋市立高等学校修学旅行及び校外学習中止等に伴うキャンセル料等補助金交付要綱第7
条の規定により通知します。

交付決定額 円